

日本ビジネス公務員専門学校  
学校評価実施規定

平成 31 年 4 月 1 日改正

(目 的)

第 1 条 この規定は学則第 4 条第 1 項に規定する自己評価及び同条第 2 項に規定する学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規定において、学校評価とは、学校教育法第 42 条及び学校教育法施行規則第 66 条に規定する自己評価並びに同法第 43 条及び同法施行規則第 67 条に規定する学校関係者評価をいう。

(自己評価委員会の設置)

第 3 条 自己評価を適切かつ円滑に行うための組織として学内に自己評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌事項)

第 4 条 委員会は、自己評価の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 自己評価の基本方針及び実施体制並びに実施方法の制定・改廃に関すること
- (2) 自己評価の評価基準項目に関すること
- (3) 自己評価報告書の作成に関すること
- (4) 自己評価結果に基づく改善策の提案に関すること
- (5) 自己評価結果の公表に関すること
- (6) その他自己評価の実施について必要な事項に関すること

(委員の構成)

第 5 条 委員会は校長、副校長、教務主任、学科長及び事務局長並びに校長が指名する委員により構成する。

2 委員の人数は 10 人以内とする。

3 委員の任期は、1 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(自己評価の実施)

第 6 条 自己評価を実施する時期は、原則として、毎年度 3 月とする。

2 自己評価は、校長の指揮のもと、第4条で定める基本方針、実施体制に基づく責任と役割を教職員それぞれが十分認識し、誠実に取り組まなければならない。

(委員会運営)

第7条 委員会に委員長を置く。

2 委員長には校長が就任する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会は代表する。

4 委員長に事故があるときは、又は、委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

5 委員会は委員長が招集する。

6 委員会は必要と認める場合に委員以外の者に出席をもとめることができる。

(自己評価結果の活用)

第8条 教職員は自己評価結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の向上に継続的に努めなければならない。

(自己評価結果の報告)

第9条 校長は、自己評価結果を理事長等に報告しなければならない。

(自己評価結果の公表)

第10条 校長は、理事長等の承認を受けて、自己評価結果を広く社会に公表しなければならない。

(学校関係者評価)

第11条 校長は自己評価の結果を本校の関係者により組織した学校関係者評価委員会(以下「関係者委員会」という。)に報告し、意見を聴き、その意見を尊重し、教育活動及び学校運営に活用しなければならない。

(関係者委員会の構成)

第12条 関係者委員会は次に掲げる区分のいずれかから校長が委嘱する委員計2名以上により構成する。

(1) 関連業界等関係者

(2) 卒業生

(3) 教育に関し知見を有する者

(4) その他校長が必要と認める者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(関係者委員会の運営)

第 13 条 関係者委員会に委員長を置く。

- 2 関係者委員会は、校長が招集し、委員長がその運営にあたる。
- 3 校長が必要と認める場合は、関係者委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 関係者委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。
- 5 関係者委員会は、自己評価の進捗状況に応じ次年度の計画策定までの間に 1 回以上開催しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第 14 条 関係者委員の報酬及び費用弁償については、本校が定める基準により支払う。

(学校関係者評価の評価結果)

第 15 条 委員長は、関係者委員会による評価結果をまとめ、報告書を作成しなければならない。

(学校関係者評価結果の活用)

第 16 条 教職員は、学校関係者評価の結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の向上に継続的に努めなければならない。

(学校関係者評価結果の報告)

第 17 条 校長は、学校関係者評価結果を理事長に報告しなければならない。

(学校関係者評価結果の公表)

第 18 条 校長は、学校関係者評価結果を理事長の承認を受け、公表しなければならない。

(その他)

第 19 条 本規定の定めるもののほか本校の学校評価に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則

1. この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。(委員の構成)
3. この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。(委員の構成)